

平成22年7月19日

AED(自動体外式除細動器)付きレスキュー艇整備趣意書

特例民法法人 宮城外洋帆走協会 理事長 渡辺孝志

本社団法人に人命救助用のレスキュー艇が用意されていなかった事は創立30年、今年で東北外洋帆走協会から引き継いだ夏恒例の塩釜沖から気仙沼までの「親潮北上外洋ヨットレース」始めとして一度も人命に関する事故がなかった事は会員各位のたゆまぬ鍛錬と努力の成果の現れとはいえ奇跡的なことです。

しかし毎年ペラにロープ等が絡まつたりまたエンジントラブルなどで運行不能になり当協会の船舶、漁船に救助を求めるレジャー船の件数は少なくありません。

数十隻の加盟ヨットを有する当協会に今迄レスキュー艇の無かった事は当協会の定款に有る事業目的を達成する上でも当協会にとって大きな欠陥事項であります。

今年も体験帆走等恒例の行事をこなして来ておりますが出来るだけ早期に中古でもレスキュー艇を整備、設置する事が我々の義務と考え購入の手続にと思います。

この事は我々の他の法人には決して出来ない事でもあります。

公益法人としての当協会にレスキュー艇が絶対必要な理由と実情

- 1 每年行われている公益事業としての子供達の体験帆走の伴走艇として必要不可欠
(昨年は岩手宮城内陸地震被災地の小学生を招待しての体験帆走を実施、新聞、テレビ等マスコミでも報道された)
- 2 この海域の高校、大学のヨットほか他のレジャー船の浅海での救助支援（松島湾の浅海では特にのり網等海上保安庁の船艇は行動困難な事もあり今迄は民間の船舶の対応での処理）
- 3 当協会で運営している国際VHF海岸無線局の協会会員でない艇の救助等の支援
- 4 ヨットレース等の伴走救急救命艇として
- 5 労協会には救急外科医師を始めとしての医師7名（名簿別紙）があり AED始め会員に対しても救急救命の定期的な慣熟訓練を行う事が十分に可能
- 6 海上保安庁からの支援（AEDを使った救急救命、海上気象、海上安全等の講習会等）
- 7 日本水難救済会の宮城県水難救済会塩釜級難所との協力機関としての連携

